

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 5 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この<u>細則</u>は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この<u>細則</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>次のとおりとする</u>。</p> <p>(1) 学校 法第 1 条に規定する学校のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園をいう</u>。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(学校等の設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専修学校の設置の認可の申請にあつては、第 1 項各号に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第 2 号。以下「基準」という。）<u>第18条</u>に規定する設備の種類及び数を記載した調書</p> <p>(2) 基準<u>第19条</u>に規定する照明設備の種類及び数を記載した調書及び図面</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(分校設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第 6 条 施行令<u>第23条第 8 号</u>の規定による高等学校若しくは幼稚園の分校設置の認可の申請又は施行令第24条の 3 の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第 4 号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は、施行規則第 6 条に規定する書類及び図面のほか、第 3 条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この<u>規則</u>は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる</u>。</p> <p>(1) 学校 法第 1 条に規定する学校のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、<u>特別支援学校</u>及び幼稚園をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(学校等の設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 専修学校の設置の認可の申請にあつては、第 1 項各号に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第 2 号。以下「基準」という。）<u>第25条</u>に規定する設備の種類及び数を記載した調書</p> <p>(2) 基準<u>第26条</u>に規定する照明設備の種類及び数を記載した調書及び図面</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(分校設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第 6 条 施行令<u>第23条第 9 号</u>の規定による高等学校若しくは幼稚園の分校設置の認可の申請又は施行令第24条の 3 の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第 4 号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は、施行規則第 6 条に規定する書類及び図面のほか、第 3 条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p>

(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手續)

第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科若しくは同条第8号の規定による高等学校若しくは幼稚園の分校の廃止の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第7条の7に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

様式第1号の3 (第15条関係)

(表)

[略]

(B 4)

(裏)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の4 (第15条関係)

(表)

[略]

(B 4)

(裏)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の4の2 (第15条関係)

盲学校及び聾学校幼稚園幼児指導要録

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の5 (第15条関係)

小学部児童指導要録 (盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校)

(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手續)

第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科若しくは同条第9号の規定による高等学校若しくは幼稚園の分校の廃止の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第7条の7に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

様式第1号の3 (第15条関係)

(表)

[略]

(A 4)

(裏)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の4 (第15条関係)

(表)

[略]

(A 4)

(裏)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の4の2 (第15条関係)

幼稚園幼児指導要録 (視覚障害者又は聴覚障害者を教育する特別支援学校)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の5 (第15条関係)

小学部児童指導要録 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者を教育する特別支援学校)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の6 (第15条関係)

小学部児童指導要録 (知的障害者を教育する養護学校)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の7 (第15条関係)

中学部生徒指導要録 (盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の8 (第15条関係)

中学部生徒指導要録 (知的障害者を教育する養護学校)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

[略]

(B 4)

様式第1号の9 (第15条関係)

(表)

高等部生徒指導要録 (盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校)

[略]

(B 4)

(裏)

[略]

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の6 (第15条関係)

小学部児童指導要録 (知的障害者を教育する特別支援学校)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の7 (第15条関係)

中学部生徒指導要録 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者を教育する特別支援学校)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の8 (第15条関係)

中学部生徒指導要録 (知的障害者を教育する特別支援学校)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

[略]

(A 4)

様式第1号の9 (第15条関係)

(表)

高等部生徒指導要録 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者を教育する特別支援学校)

[略]

(A 4)

(裏)

[略]

[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
様式第 1 号の10 (第15条関係)	<u>(B 4)</u>	様式第 1 号の10 (第15条関係)	<u>(A 4)</u>
高等部生徒指導要録 (知的障害者を教育する <u>養護学校</u>)		高等部生徒指導要録 (知的障害者を教育する <u>特別支援学校</u>)	
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
様式第 1 号の11 (第15条関係)	<u>(B 4)</u>	様式第 1 号の11 (第15条関係)	<u>(A 4)</u>
幼稚園幼児指導要録		幼稚園幼児指導要録	
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
様式第 2 号 (第16条関係)	<u>(B 4)</u>	様式第 2 号 (第16条関係)	<u>(A 4)</u>
高等学校 (<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u> 高等部)		高等学校 (<u>特別支援学校</u> 高等部)	
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
様式第 2 号の 2 (第16条関係)	<u>(B 4)</u>	様式第 2 号の 2 (第16条関係)	<u>(A 4)</u>
<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u> 小学部		<u>特別支援学校</u> 小学部	
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
様式第 2 号の 3 (第16条関係)	<u>(B 4)</u>	様式第 2 号の 3 (第16条関係)	<u>(A 4)</u>
<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u> 中学部		<u>特別支援学校</u> 中学部	
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
様式第 2 号の 4 (第16条関係)	<u>(B 4)</u>	様式第 2 号の 4 (第16条関係)	<u>(A 4)</u>
幼稚園 (<u>盲学校及び聾学校</u> 幼稚部)		幼稚園 (<u>特別支援学校</u> 幼稚部)	
[略]	<u>(B 4)</u>	[略]	<u>(A 4)</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の学校教育法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。